少年事件における裁判官，家裁調査官及び弁護士付添人の役割

非行事実の認定

認定

裁判官

○ 公正中立な立場から，適正な事実認定を実現
- 法律記録の検討
- 補充捜査の依頼
- 審判期日における審理
  - 少年の言い分の聴取
  - 証人尋問等の実施
  - 非行事実を通じた教育的働きかけ

弁護士付添人

○ 少年側の立場から，非行事実の認定に関する活動
- 法律記録の検討
- 証拠資料の収集，提出
- 審判期日における活動
  - 少年や証人等への質問
  - 意見の陳述

非行の原因や少年・環境の問題点の科学的調査・分析

調査・分析

家庭裁判所調査官

○ 行動科学等の専門的知見に基づき，非行の原因や少年・環境の問題点を調査・分析
- 少年・保護者・関係人，被害者への調査の実施
- 各種心理検査の実施
- 調査・検査結果の分析

少年・保護者に対する働きかけ，環境調整

家庭裁判所調査官

○ 行動科学等の専門家として，公正中立な立場からの働きかけ，環境調整
- 面接調査時の働きかけ
- 各種講習の実施
- 学校その他の関係機関との連絡調整
- グループワーク等を通じた親子関係の調整
- 被害者調査の結果に基づく働きかけ　など

弁護士付添人

○ 法律の専門家として，少年側の立場からの働きかけ，環境調整
- 就学・就労のための直接的な活動
- 反社会的組織との関係の調整
- 謝罪，被害弁償，示談の援助　など

処遇選択